

(別紙1)

森林保険法施行規則第1条第1項第5号の農林水産大臣が必要と認める事項について

森林保険法施行規則（昭和28年農林省令第46号）第1条第1項第5号の農林水産大臣が必要と認める事項は次のとおりとする。

- 一 森林保険契約の対象とする最小面積
- 二 森林保険契約の対象とする保険期間の単位及び範囲